

おくやみ手続 ガイドブック

ご遺族の方へ

故人様のご逝去を悼み謹んでお悔やみ申し上げます。
死亡届を提出されましたことに伴い、
市役所において必要となります各種手続きをご案内いたします。

守山市

Moriyama City

目 次

●おくやみ窓口のご案内

○市役所で行う手続き

- 介護保険証等の返却……………**介護保険課**……………P2
- 高齢福祉サービスを受けていた方…**長寿政策課**……………P2
- 障害福祉関係手帳の返却…**障害福祉課**……………P3
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度関係……………P3
 - 被保険者証の返却
 - 資格喪失届の提出(後期高齢者医療制度加入の方)
 - 葬祭費の支給申請
- 国民年金関係……………**国保年金課**……………P4
 - 未支給年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金、
受給権者死亡届の手続き
- 児童手当関係……………**子ども家庭相談課**……………P5
 - 児童手当を受給していた方
 - 未払い分の請求、受給者の変更手続き
 - 18歳までの子を養育していた方
 - ひとり親の認定、児童扶養手当の相談
- 税金(課税)関係……………**税務課**……………P6
 - 市内に固定資産(土地や家屋)を所有していた方
 - 代表者指定届出書兼現所有者申告書の提出
 - 市、県民税が課税されていた方
 - 送付先届出書の提出
- 廃車等の手続き……………P6
 - 50～125ccの原付バイクや農耕車を所有していた方
- 市税を口座振替されていた方…**納税課**……………P7
- 水道契約者の名義変更……………**水道サービスセンター(経営総務課)**……………P7
- 犬の飼い主であった方……………**環境政策課**……………P7
- 市営住宅に入居していた方…**建築課**……………P8
- 農地を相続された方……………**農業委員会**……………P8

○市役所以外で行う手続き……………P9

『おくやみ窓口』のご案内

ご家族の方などがお亡くなりになった後の市役所での必要な手続きについて、ご遺族のご負担を少しでも減らすため、死亡後の各種手続きを1か所の窓口でご案内する「おくやみ窓口」を開設しています。

【利用方法】 Webまたは電話による事前予約制

※希望日の3日前まで(土日祝を除く)にご予約ください。

【Web予約受付時間】 24時間(ただし年末年始を除く)



※ご利用には、メールアドレスが必要になります。
メールアドレスをお持ちでない方は、電話予約をご利用ください。

(予約Webサイトアドレス)

<https://jizen.publicserviceplatform.com/?public-entity-code=25207>

【電話予約受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

電話番号(市民課):077-582-1122

【手続き可能時間帯】 火曜から金曜日まで(祝日およびその翌日は除く)

- ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時～
④午後2時30分～ ⑤午後4時～

予約日	時間
月 日 ()	時 分～

【場所】 守山市役所 1階 相談室(受付:市民課)

予約日当日は、番号発券機の番号を取らずに直接、市民課職員にお声かけください。

※守山市在住の方が亡くなられた場合の手続きが対象となります。

※葬儀がお済みで、落ち着いてからのご来庁をおすすめします。

※内容によっては、いちどの来庁では終わらない手続きもあります。

※予約受付後、当日までに手続き担当課からご連絡をする場合があります。

○市役所で行う手続き

亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍証明書について

本籍地の市区町村に死亡届を提出された場合

死亡届を提出した日から約1週間後に死亡の記載のある戸籍証明書の取得が可能です。

本籍地以外の市区町村に死亡届を提出された場合

届出をされた市区町村にて事務処理後に本籍地の市区町村に通知があることから、約2週間後に死亡の記載のある戸籍証明書の取得が可能です。

※日数については、届出地によって多少前後します。

マイナンバーカード・通知カードについて

相続等のお手続きにマイナンバーの記載が必要になる場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。

印鑑登録証について(印鑑登録をしていた方)

死亡届の提出により、印鑑登録は自動的に廃止となります。印鑑登録証は破棄していただくか、市民課窓口まで返却してください。

介護被保険者証等の返却

65歳以上の方または、40歳以上で要介護認定を受けている方

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証(お持ちの方)
(2)手続き窓口	介護保険課(1階⑦番) TEL 077-582-1127
(3)その他	要介護等認定の申請途中の場合は、介護保険課までご連絡ください。

高齢福祉サービスを受けていた方

おむつ券の返却、緊急通報装置の返却

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> おむつ券(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 緊急通報装置一式(お持ちの方) ※緊急通報装置本体、ペンダントの返却は後日でも問題ありません。
(2)手続き窓口	長寿政策課(1階⑧番) TEL 077-584-5474
(3)その他	守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた方は、保険の脱退届が必要となりますので長寿政策課までご連絡ください。

障害福祉関係手帳の返却

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有していた方

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> タクシー券、ガソリン券、おむつ券(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの(お持ちの方)
(2)手続き窓口	障害福祉課(1階⑥番) TEL 077-582-1168
(3)その他	障害関係の手当、障害福祉サービス等を受けておられたときは、障害福祉課までご連絡ください。 なお、電話でのご連絡が難しい場合、FAX(077-581-0203)もしくはE-mail (shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp)でも対応いたします。

守山市国民健康保険、後期高齢者医療制度関係

被保険者証の返却、葬祭費の支給申請、資格喪失届の提出 (後期高齢者医療制度加入の方)

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 ・申請者(喪主)の預金通帳など振込口座のわかるもの ・葬祭を行った方(喪主)が確認できるもの(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)
(2)手続き窓口	国保年金課(1階②番) TEL 077-582-1120
(3)期限	被保険者証の返却 ... 14日以内 葬祭費の支給申請 ... 葬祭を行った日の翌日から2年以内

国民年金に加入・受給していた方

未支給年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金、受給権者死亡届の手続き

※すでに年金事務所に連絡された方は、市役所でのお手続きは不要です。

(1) 持ち物	・亡くなられた方がわかるもの(年金手帳、年金証書、死亡届の写し等) ・来庁者の本人確認ができるもの ※請求者によって手続きや必要となる書類が異なりますので、確認してご案内します。
(2) 手続き窓口	草津年金事務所(お客様相談室) …… TEL 077-567-2220 (音声ガイダンスに切り替わりますので ①→②の順番で進んでください) 街角の年金相談センター草津 …… TEL 077-564-4311 (近鉄百貨店5階) 国保年金課(1階②番) …… TEL 077-582-1120
(3) 期限	未支給年金の請求…死亡の日から5年以内となります。 死亡一時金の請求…死亡の日から2年以内となります。
(4) その他	手続きが遅れると、年金が死亡月以降の分も支給され、返金を求められる場合もありますので、必要書類等が揃いましたら速やかに申請してください。

福祉医療費受給券について(福祉医療を受給していた方)

死亡届の提出により、受給資格は自動的に喪失となります。受給券は破棄していただくか、国保年金課窓口まで返却してください。

児童手当を受給していた方
児童手当未払い分の請求、受給者の変更手続き

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 対象児童の通帳 <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の通帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証または年金加入証明書(国民年金の方は不要) <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証等)
(2)手続き窓口	こども家庭相談課(2階②番) …………… TEL 077-582-1137
(3)期限	死亡日の翌日から15日以内、期限をすぎると支給できなくなる月が発生する場合があります。

18歳までの子(※)を養育していた方
ひとり親の認定、児童扶養手当の相談

※18歳に到達後、最初の3月31日までに達する子
※障害がある児童の場合、満20歳までの子

(1)持ち物	※申請者の状況により、必要なものが異なります。 詳しくは、来庁していただいた際に担当より説明します。
(2)手続き窓口	こども家庭相談課(2階②番) …………… TEL 077-582-1137
(3)その他	ひとり親の認定後、医療費助成を受けられる場合があります。 詳しくは、国保年金課まで(1階②番) …… TEL 077-582-1120

**市内に固定資産(土地や家屋)を所有していた方
相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書の提出**

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(来庁者分)
(2)手続き窓口	税務課(1階④番) TEL 077-582-1115

**市、県民税が課税されていた方
送付先届出書の提出**

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(来庁者分) <input type="checkbox"/> 送付先のわかるもの
(2)手続き窓口	税務課(1階④番) TEL 077-582-1115

**50～125ccの原付バイクや農耕車を所有していた方
廃車、名義変更をされる時**

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(来庁者分) <input type="checkbox"/> ナンバープレート(廃車される時)
(2)手続き窓口	税務課(1階④番) TEL 077-582-1115

～原付バイク・農耕車以外の車両の手続き～

○125cc超バイクの廃車・名義変更

近畿運輸局滋賀運輸支局 TEL 050-5540-2064

○軽自動車(軽3輪含む)の廃車・名義変更

軽自動車検査協会滋賀事務所 TEL 050-3816-1843

※電話は、コールセンターにつながります。

市税を口座振替されていた方

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(来庁者分) <input type="checkbox"/> 新しい口座の届出印(振替口座を変更する場合)
(2)手続き窓口	納税課(1階⑤番) TEL 077-582-1118
(3)その他	納付の済んでいない市税があるときは、納税課までお問い合わせください。

水道契約者の名義変更 故人様の名義で水道契約をしていた方

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 水栓所在地がわかるもの
(2)手続き窓口	水道サービスセンター(4階⑦番) TEL 077-582-1144 ※お電話でも手続きができますので、詳しくは水道サービスセンターまでお問い合わせください。

犬の飼い主として登録していた方 飼い主の変更の申し出

(1)持ち物	<input type="checkbox"/> 愛犬カードまたは犬の鑑札 <input type="checkbox"/> 新しい飼い主様の本人確認書類
(2)手続き窓口	① 環境政策課(もりやまエコパーク内) TEL 077-584-4691 ② 連絡窓口【市民協働課(3階④番)】 ※飼い主様がお越しください。

市営住宅に入居していた方

(1) 持ち物	引き続き入居する場合や駐車場を使用している場合などにより、必要なものが異なります。まずは、建築課までお問い合わせください。
(2) 手続き窓口	建築課(4階☎番) TEL 077-582-1139
(3) その他	市営住宅の入居者の緊急連絡先に登録されている方が亡くなった場合は、新たに緊急連絡先になる方の住民票の写しの提出が必要です。

農地を相続された方

(1) 持ち物	<input type="checkbox"/> 農地の相続等の届出書(農業委員会窓口にあります)
(2) 手続き窓口	農業委員会(4階☎番) TEL 077-582-1152

○市役所以外で行う主な手続き

手続きの種類	主な手続き	手続き先
国税関係	相続税・所得税・消費税申告	草津税務署 草津市大路2丁目3番45号 ☎077-562-1315
軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	廃車・名義変更	軽自動車検査協会滋賀事務所 守山市木浜町2298-3 ☎050-3816-1843
普通自動車 二輪(125cc 超)	廃車・名義変更	滋賀運輸局滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 ☎050-5540-2064
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	大津地方法務局 本局 大津市京町3丁目1番1号 ☎077-522-4671
遺言書	検認・開封	大津家庭裁判所 家事受付係 大津市京町三丁目1番2号 ☎077-503-8151
相続放棄	相続放棄の申立 相続を知った日から3ヶ月以内	大津家庭裁判所 家事受付係 大津市京町三丁目1番2号 ☎077-503-8151
固定電話・携帯電話	名義変更・解約	各契約会社等
インターネット・ケーブル テレビ	名義変更・解約	各契約会社等
NHK受信料	名義変更・解約	☎0120-151515 (フリーダイヤル)
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社等
運転免許証	返納	守山警察署 守山市金森町494番地 ☎077-583-0110
クレジットカード	解約	各契約会社等
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座の凍結解除手続き	各金融機関等
株式等	名義変更等	証券会社等

※戸籍証明書や住民票の写しなどが必要な場合がありますので、事前に各機関へお問い合わせください。